

自然災害時及び地震発生時等の対応

◇緊急時には、さまざまな混乱が予想されますので、学校への連絡はご遠慮ください。
児童の安全を第一に考え、各ご家庭で下記の対応（メール発信できない場合あり）を
よろしくお願いします。

(A) 気象警報発令時

| | | |
|-----|---|-----------------------------------|
| 登校前 | 1. 午前7時の時点で 特別警報・暴風警報が発令中 | 自宅待機 |
| | 2. 午前9時までに 特別警報・暴風警報が解除になった | 解除された時点で 集団登校 |
| | 3. 午前9時の時点で 特別警報・暴風警報が発令中のまま | 臨時休業 |
| 登校後 | ①教育委員会の指示により授業を中止する。 ②通学路の安全や風雨の強さなどの状況判断をする。 ③保護者へ帰宅の連絡をする。【緊急メール】 ④教職員引率のもと、集団下校させる。 | ●状況判断の結果、 学校で保護措置を とる場合もある。 |

※校区内の地域に「避難指示」が発令されたときは、上記の措置をとります。

(B) 地震発生時

大地震（震度5弱以上）が発生の場合（茨木市）

| | |
|-----|-----------------------------------|
| 始業前 | 臨時休校 |
| 登校中 | 揺れがおさまった後、そのまま登校します。 |
| 授業中 | 授業中止：児童は学校待機となり、保護者へ引き渡しの措置をとります。 |
| 下校中 | 揺れがおさまった後、そのまま下校します。 |
| 放課後 | 翌日は、臨時休校の連絡がない限り登校します。 |

震度4以下の地震が発生の場合（茨木市）

学校園施設の被害状況・通学路の安全状況により、臨時休校の措置をとるか
どうかの判断をしますので、臨時休校の連絡がない限り登校させてください。

(C) 非常時の下校について

[1] 下校せず、しばらく待機する場合

⇒ 雷鳴、落雷が続く・急な大雨等

[2] 集団下校する場合

⇒ 特別警報・暴風警報発令・近隣で事件事故発生等

・保護者が不在で家に入れない場合等は、集合場所(事前に指定)に集まり、学校まで教職員が引率する。

[3] 学校で待機する(下校させない)場合

⇒ 地震または近隣で事件事故発生等

・引き渡しを行う。

(D) 引き渡しについて

◆引き渡し方法

災害発生時、メール配信ができない場合も予想されます。

そのため、震度5弱以上の地震発生時は、メール配信があってもなくても引き渡しを行うことを原則とします。メールを待たずに、学校までお越しください。

①緊急メール配信…【内容】「緊急事態のため、〇時〇〇分から引き渡しをする。」

⇒ 保護者証(P T A名札)を携帯の上、運動場へお集まりください。

②児童は、運動場(場合によっては体育館・各教室)で待つ。

③引き渡し者の確認ができた児童から、順次引き渡す。

④兄弟姉妹等がいる場合、引き渡し者が児童と一緒に複数クラスを回り、引き取る。

⑤引き渡し者確認できない、迎えが来ない場合、学校で保護を継続する。

◆引き渡し者の確認方法

『引き渡しカード』に記載のある方にのみ、引き渡す。